

最高裁秘書第2270号

令和元年5月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年4月8日付け（同月9日受付、最高裁秘書第1904号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所における一般職の職員の場合、どのような政治的行為が禁止されているかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書として、裁判所職員臨時措置法において準用されている国家公務員法、裁判所職員に関する臨時措置規則において準用されている人事院規則14-7（政治的行為）が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）